

## 4. 令和2年度の協議会重点課題

---

## 重点課題① 法定福利費の内訳明示の徹底・促進

適正な法定福利費がすべての下請企業まで行き渡るよう、「法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づき請負契約を締結する」という原則を徹底するため、以下の取組を重点的に実施する。

(1) 見積段階・契約段階での法定福利費内訳明示の活用徹底

⇒ 公共工事・民間発注工事における受発注者間・元下間の各段階において、**法定福利費が内訳明示された見積書、請負代金内訳書の活用を徹底・促進**（特に活用が遅れている市区町村発注工事や民間発注工事、元下・下下間への対策）

(2) 公共工事における法定福利費内訳明示の目標達成に向けた取組・フォローアップ

⇒ 公共工事における法定福利費の内訳明示に関して設定した目標の達成に向け、**年内を目途に「建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会」を開催**し、社会保険加入対策や技能者の処遇改善も含めて、地方レベルにおいても取組を強化

⇒ 特に、請負代金内訳書における法定福利費内訳明示の取組等については、**地方整備局等が必要に応じて、市区町村に対して直接働きかけ**を実施

## 重点課題② 建設キャリアアップシステムの活用促進

建設キャリアアップシステム（CCUS）のさらなる活用促進を図るため、令和2年3月にとりまとめた「**建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ**」に基づき、**令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」**に向けて、建設業退職金共済制度の履行強化や社会保険加入の確認厳格化、レベルに応じた技能者の処遇実現、能力評価の対象技能者拡大など、**CCUS活用を前提とした技能者の処遇向上や建設現場の生産性向上、ひいては将来にわたる担い手の確保・育成につながる施策を講じるため、以下の取組を重点的に実施する。**

**(1) 建退共制度の履行徹底に向けたCCUSの活用**

⇒ 令和3年度から導入予定の電子申請方式でのCCUS活用を要請するため、**今夏中を目途に建退共制度の履行強化を図るための通達を発出**するとともに、**今年度内に「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」を改訂**

**(2) 技能者単位での社会保険加入確認の厳格化**

⇒ 各現場において技能者単位での社会保険の加入確認を徹底するため、**今夏中を目途に、社会保険加入下請指導ガイドラインを改訂**し、真正性が担保されているCCUS登録情報の活用原則化

**(3) 能力レベルに応じた賃金支払等の処遇実現**

⇒ 技能者に対する能力レベルに応じた賃金支払を実現し、元下間でその原資となる費用を適正に計上するため、**先行7職種を対象に「標準見積書改訂WG」を立ち上げ**、国や元請団体等も参画して、標準見積書の改訂等に向けた具体的検討に着手。**先行7職種については今年度内を目途に標準見積書の改訂**を行うこととし、他職種に対しても先行7職種の取組を参考にしつつ、賃金や目安（年収）の設定と標準見積書の改訂作業の着手を目指す。

⇒ 社会保険加入等の法令遵守を始め、技能者の自社雇用、教育・処遇改善等に取り組む企業を積極的に評価するため、**今年度中を目途に、一部職種において専門工事企業の施工能力の見える化評価基準を策定・認定し、令和3年度から本運用を開始**

(4) 既存35職種以外の技能者や多能工に対する能力評価手法の確立

⇒ 令和3年度から全ての技能者に対して能力評価が可能となる環境を実現するため、今年度中を目途に、既存35職種以外の技能者等に対する能力評価の実施手法等をとりまとめ、能力評価制度ガイドラインを改訂

### 重点課題③ 一人親方対策の推進

建設業許可・更新の社会保険加入要件化、有休取得義務化・週休2日工事拡大・罰則付残業規制等の働き方改革規制の強化、インボイス制度の導入等を契機として、**社員（労働者）の一人親方（個人事業主）化を進める動きを注視し、技能者の処遇改善と法定福利費等を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の確保のため**、以下の取組を重点的に実施する。

・ 規制逃れを目的とした一人親方化対策

⇒ 新たに設置する「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」において、職種ごとの一人親方の実態把握、規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等について検討を行い、今年度内を目途に、中間とりまとめを実施